

男女共同参画の総合情報誌

共同参画21

内閣府 編集

No.32 SEPTEMBER 2007



特集1

女性に対する暴力に関する取組

特集2

平成19年版 男女共同参画白書について

巻頭インタビュー

福代俊子 (JA全国女性組織協議会会長)



カラーグラビア・巻頭インタビュー 福代 俊子 JA全国女性組織協議会会長1

特集1 女性に対する暴力に関する取組

〈座談会〉「改正配偶者暴力防止法に期待することと今後の課題」
を語る3

原田恵理子 名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども育成課女性福祉担当主査

平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長

後藤 弘子 千葉大学大学院専門法務研究科教授

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
に関する法律の一部を改正する法律」について10

特集2 平成19年版 男女共同参画白書について

.....12

APEC(アジア太平洋経済協力)女性関連会議 「第12回女性指導者ネットワーク(WLN)会合」の開催

.....16

連載

男女共同参画行政 30年の歩み 第4回 北京女性会議から男女共同参画社会基本法制定まで(1)
名取はにわ 情報公開・個人情報保護審査会委員18

有識者に聞く 男女共同参画 第15回 ワーク・ライフ・バランスとパートタイム労働
～オランダを中心として～
権丈 英子 亜細亜大学経済学部准教授22

コラム 女性の地位向上に日本はもっと真剣に
横田 洋三 中央大学教授 (財)人権教育啓発推進センター理事長26

自治体NOW 男女共同参画で日本一の元気県づくり!【山口県】28
一人ひとりが尊重され平等な社会の実現をめざして【埼玉県北本市】
.....30

●巻頭インタビュー(つづき)32

●ニュースレター・インフォメーション34

カラーグラビア

企業Report 仕事と家庭の両立の取組

株式会社 サタケ39



「食と農はいのちの源」

巻頭インタビュー

福代 俊子さん

JA全国女性組織協議会会長



今回は、安全・安心の「食」を提供するため、JA全国女性組織協議会会長として活躍の福代俊子さんにお話をお聞きしました。

—— 日頃の活動についてお聞かせください。

福代 今、日本の農業は大転換のときに

あります。組織活動としては、日本の「食と農と緑」を守るために、様々な運動に参画したり、主体的な活動を行ったりしています。それと女性が地域でいきいきと輝いて暮らすために、地域貢献を含め、今何が求められ、何をすべきかを常に考えながら実践行動をしています。

—— 活動に参加されている女性はどういう思いをもっておられるのでしょうか。

福代 ニーズが多様であるように、皆さんの考え方も、思いはそれぞれであり、多様だと思っています。JA女性部(会)に入っていたらきつかけも、組織の目的とか考え方に賛同して入部(会)される方、またJA女性部(会)は食と農に関わることもですが、生活、福祉、文化と実に多岐にわたる活動を行っていますので、どれかの活動に参加したくて入られる方もありますね、目的によると思います。

若い方々で構成するフレッシュユミズ部会がありますが、メンバーはきちんと目的を持って活動をされています。農業の担い手であり、仕事も、子育てもしっかりこなし、さらに積極的に社会参画もされている。本当に心強く、頼もしい存在です。彼女たちの思いにできるだけ応え、活動しやすいよう応援していきたいですね。

(32・33ページへ続きます。)

ふくしろ・としこ
JAしまね女性組織協議会
会長。
島根県男女共同参画審議
会委員。
財団法人しまね女性セン
ター理事。
2007年5月からJA全国女
性組織協議会会長に就任。

特集1

〈座談会〉

「改正配偶者暴力防止法

女性に対する暴力に関する取組

に期待することと

今後の課題」を語る



原田恵理子氏
平川 和子氏
後藤 弘子氏
(司会)
板東久美子

名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども育成課女性福祉担当主査
東京フェミニストセラピィセンター所長
千葉大学大学院専門法務研究科教授
男女共同参画局長

配偶者暴力防止法の一部を改正する法律が、先の第166回通常国会で成立し、7月11日に公布、来年1月11日に施行されることになりました。今回は、法律が改正されたことにより期待されることやこれからの課題、施策の推進に向けての方向性などについて「配偶者からの暴力」の問題に取り組んでおられる3人の方々にお話を伺いました。

1 配偶者からの暴力をめぐる状況の変化

司会 配偶者暴力防止法は平成13年に議員立法で成立し、16年に改正が行われ、

さらに今回も保護命令の拡大等一層強化されましたが、この間の配偶者からの暴力の問題をめぐる変化についてお話しいただきたいと思います。

後藤 平成13年に法律ができてから、ことして6年目ですが、少なくとも「DV」という言葉についてはいろいろなところで聞くようになりましたし、「ドメスティックバイオレンス」が社会問題であるという意識は、ある程度は広まってきたように思います。しかし、DVがメディアに登場する回数はまだ少ないと感じています。最近、DVに関する幾つかの事件が起きていますが、DV以外の要因が強調される傾向にあって、DVは一

つの要因ではあるが、それが決定的な要因であるというような報道のされ方はまだまだ少ないと思います。

平川 私は、相談現場にいますので、6年前と比べると今回の法改正も含めて、本当に変わったと実感しています。相談員や支援者の側もずいぶんと楽になりました。相談現場では、DVが相談者の方々に認知されてきたと思います。以前は暴力の被害に遭いながら心身の不調に悩んでいたたり、子どもの問題行動に振り回されていた女性たちからの相談が多かったのですが、最近は保護命令の申立て、家を離れた後の経済的困窮や自立に関する相談、法律相談、子どもの面接交渉に関する相談、アドボケート（被害者の権利を守るため、被害者に付き添い代弁するなどの直接的支援）の依頼、子ども頃の性暴力被害の後遺症など、相談の内容も多様化したと思います。その一方で、夫を変えてほしいという相談も増えています。シェルターに入られる方は、被害が重複していることが多く、その方たちの回復への道のりや、今後生きていくことの大変さに圧倒されています。DVが社会的な認知を得ていけばい

くほど、こういう方たちが増えてくるのではないかと思います。

原田 DVが犯罪であるという認識の広がりが、被害者にとっても支援をする側にとっても大きな変化であり、被害者が発言しやすい状態が生まれました。児童虐待防止法や犯罪被害者の取組の中にもDVが盛り込まれ、多角的にDV問題をとらえる土壌ができたということも、大きな変化だと思います。

2 保護命令の拡充

司会 女性に対する暴力に関する専門調査会でも、保護命令の対象の拡大が非常に大きな柱になり、一番ホットなご議論をいただきましたが、専門調査会のご議論について、後藤先生からご紹介いただけますでしょうか。

後藤 専門調査会では、これまでの経緯から、保護命令に関して今以上の拡大は困難ではないかという共通認識がありました。けれども、この機会に何が問題なのかを網羅的に考えて、たとえ今回改正案に入らなくてもここで議論しておくのが大切だという認識の中で、議論をして



平川 和子 ひらかわかずこ
【東京フェミニストセラピセンター所長】

慶應義塾大学病院小児科心理室等を経て、平成3年から現職。
平成6年から精神科クリニック・デイケアでトラウマ被害女性のためのグループセラピーを始め、平成9年にDV被害女性と子どものための緊急一時避難所を開設。
男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員、女性の安全と健康のための支援教育センター理事。
著書に「シェルター」等。

まいりました。その意味で、今回の改正は、委員の多くの予想を超えた画期的な改正だったと思います。

保護命令については、対象が身体的な暴力に限られていたのが、今回の改正で脅迫行為も含まれることになりました。精神的な暴力もDVとしての保護命令の対象になると示されたことで、暴力の質がラディカルに変化したのではないかと思います。

次に、保護命令の親族等への拡大につ

特集1 女性に対する暴力に関する取組

いてですが、被害者は安全なところに逃げることはできませんが、被害者に関わる人々は逃げることはできないため、その人たちの安全はなかなか確保されない状況にありました。例えば、DV事件を取り扱っている弁護士事務所や親のところに被害者が押し掛けて行く可能性があること、被害者は親族等に被害が及ぶことを心配して逃げられなかったり、逃げていても加害者の元に戻らざるを得ません。その意味で、今回の改正で、被害者の安全性もより高まったと言えます。

司会 今回の改正は、最前線での取組に与える影響が大きいと思いますが、いかがですか。

平川 前回の改正時には、今回改正された保護命令の拡充が通りませんでしたから、被害者の方はつらい思いをしたし、安全確保のためにエネルギーも多く使いました。身体的暴力ではないという理由で保護命令を却下された被害者の中には、親族が加害者から脅されたり、探偵を使って居場所を探される例がいくつもありません。さらに探偵業の使い方に関する問題が解決されていくことを願っています。

す。

原田 精神的な暴力は、傷が目に見えないので余り深刻ではないと思われがちですが、逆に傷が見えにくいから深刻だということもあります。そのことが今までは理解されにくかったのですが、脅迫が保護命令の対象になったことは、精神的な暴力や虐待も「暴力」なのだということ、社会的な認知として広げていくきっかけになります。

また、DV法ができる当初から、支援者も危険にさらされていることが再三話題になっていたもので、それが今回盛り込まれたわけで、大変意義のある改正だと思います。

3 市町村の役割

司会 今回の法改正では、保護命令関係だけではなく、市町村の役割も強化され、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターを設置することが努力義務とされました。この市町村の役割が今回の法改正の大きな柱の一つだったと思いますが、名古屋市で最前線に立たれている原田さんにご意見をお聞かせいただきました。

いと思います。

原田 生活保護などの福祉的支援や学校の転校などは、市町村で手続きをする必要があります。市町村がDVについて認識をもち、積極的に取り組むことが重要です。被害者がどこに相談に行っても同じような対応が可能となるように、行政機関の統一的な対応が必要です。

ただし、各地域の事情や特性をある程度考慮しないと、市町村の取組は進まないのではないのでしょうか。そこに行けば

後藤 弘子 ごとうひろこ

【千葉大学大学院専門法務研究科教授】

立教大学法学部助手、東京富士大学経営学部助教授を経て、平成16年から現職。専門は、少年法、ジェンダーと法。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員、保護司、東京家庭裁判所委員、千葉家庭裁判所参与員、同調停委員。著書に「少年犯罪と少年法」、「犯罪被害者と少年法」等。



ゆつくりと話を聞いてもらえて、責任を持って対応してもらえるとという部署（相談窓口）を、どこの市町村にも置く必要があると思いますが、DVに特化した方がいい地域もあれば、特化しないで幅広く相談を受けた方が相談しやすいという地域もあります。あるいは、その両方を設置する地域など、工夫が必要だと思います。

司会 平川さんからも、今回の市町村の役割強化について伺いたいと思います。

平川 シェルターに入ってから、しかも重複的な被害を受けている方は、何とか生き延びるためにギャンブルをやったり、アルコールや薬物の乱用をしたり、人間関係に依存する場合があります。この方たちは、いわゆる精神疾患と昔から言われてきた方たちとは別な取組が必要ですが、そのような方たちの回復を含めて対応できるような調整機能を市町村にもっていただけないかと思っています。

実は私も、「女性も子どもも共に安全で健康にいきるためのプログラム」ということで、夏キャンプを実施してきました。すでに4年目にはいりますが、年々、参加希望者が増えています。それ

だけ被害者の方々が地域でも暮らし続けることが大変であるという現実があるのだと思います。小さかった子どもも思春期をむかえ、DVを目撃しながら育ってきた影響も現れてきます。いちばん多いのが、母親との関係の悪化です。父親におとしめられてきた母親をみてきた子どもたちは、ジェンダーに関わることで、問題行動を起こしやすいように思います。民間の草の根支援活動では、被害者と比較的長期に接していますので、公的機関と民間団体との調整などもやっていただくと、自立支援の成果があがるのではないかと思います。

原田 自立支援には、家を出た直後の支援と、その後の継続的な支援があります。今までは家を出た直後の支援が重視されてきました。それは、DV被害者支援では必要なことだったのですが、今後は、継続的な支援、平川さんが言われたようにDV被害者を継続して、精神的に支えていく仕組みが必要です。落ち着いてから疲れが出たり、いろいろな問題が出たりということがありますが、そういうときに援助者が周りにいるとは限りません。市町村が関係機関などをコーディネート



原田恵理子 はらだえりこ
【名古屋市子ども青少年局子ども育成部
子ども育成課女性福祉担当主査】

東京都婦人相談員として約15年勤務したのち、平成16年から佐賀県DV総合センター所長となり、本年4月から現職。
平成10年から平成18年まで全国婦人相談員連絡協議会会長。
無限責任中間法人DVスペシャリスト協会代表。

ネットして、被害者とその子どもを地域で見守り支えていく、そういう新しい仕組みを作る必要があります。

司会 後藤先生は市町村の役割について、どのようにお考えですか。

後藤 DVに対する危機介入については、保護命令という手法により、強制的に介入する仕組みがつけられています。そのため、次に必要なのは、継続的な支援です。今回の改正のように、市町村に努力義務ではありますが、相談支援セン

特集1 女性に対する暴力に関する取組

ターを設置するということになり、市町村が主体として関わるようになります。主体としてDV被害者を支援する責務を負うことで、市町村が認識を新たにするという意義は大きいと思います。

相談支援センターが設置されることで、これまで自分は無関係だと思っていた市町村の窓口の職員が、「どのような背景にも、もしかしたらDVがあるかもしれない」という認識を持つ可能性が出てきます。その意味で、今回の法律の改正は、行政に関わる全ての人たちに支援者であるというような認識を新たに持たせる効果があるように思います。

司会 名古屋市はこの7月20日に、全国では5番目の相談支援センターを設置されたばかりですが、特徴や独自の取組についてご紹介いただけますか。

原田 名古屋市は、平成18年度に各区に女性福祉相談員を配置しており、DVの相談件数が急増しております。平成17年度は326件でしたが、平成18年度は666件で倍増です。政令指定都市の中では、初めて福祉の部署が所管する相談支援センターですから、業務の柱は関係機

関と関係部署の総合的な調整です。区役所でDVも含めた女性の悩みごと相談を幅広く受けて、相談支援センターでは保護命令の申し立ての相談や専門的な相談を受けるというふうに、区と相談支援センターで役割を分けています。

司会 支援センターを設置される上で何か困難がありましたら、他の市町村の参考にお聞かせください。また、都道府県、市町村の連携も非常に重要だと思いますが、いかがでしょうか。

原田 やはり、関係部署の合意が難しかったのではないのでしょうか。DVは、まだ「特殊な問題」なので、合意には、それなりの経過や取組も必要です。女性福祉相談員が配置され、区の窓口で相談を受ける体制が整って、DV問題が見えるようになったことが大きいと思います。

都道府県、市町村の連携についてですが、以前にいた佐賀県では、加害者が市の窓口の押しかけて来たときの対応が課題でした。都道府県と違って、住民に直結しているがゆえに直面する困難ともいえます。そういう現状を都道府県がどうバックアップしていくのか、というこ

とでしょうか。佐賀県では市町連携会議や「県内共通相談シート」などに取り組みました。市町村と都道府県が自由に意見交換する場も必要だと思います。

4 加害者に対する対策

司会 専門調査会では、加害者更生や加害者に対する対応についてもかなり議論されたところですが、その点について、ご紹介いただければありがたいのですが。

後藤 専門調査会の議論の中でも、加害者更生について具体的なプログラムを実施できないかということについて、かなり議論されました。例えば保護命令違反があったとしても、執行猶予がついてしまうことが多く、現在の刑事システムの中なかでは、DVは加害者に反省を促すことができない、種類の犯罪だと思いません。

ただし、犯罪者の更生に関するいろいろな法制度は、現在動いています。犯罪を行った人に対して何らかの教育をして、社会に出て二度と犯罪を行わないようにすることについては、かなり合意が

できています。犯罪としてDVに適切に対応するためには、加害者をきちんと刑事司法システムに乗せて刑罰を科すことで責任をとらせ、なおかつ、それを教育の機会ととらえて、再犯を防止する機能を持たせていかなければなりません。その意味では、配偶者暴力防止法に盛り込まれていなくても、今後は、犯罪者処遇の枠組みで、必要なプログラムの提供ができる可能性は高いと思います。

平川 加害者の問題については、まだ私自身が揺れ動いているという感じですよ。と申しますのは、徳島で起きた保護命令発令中の女性が子どもの前で殺害された事件についての裁判記録や判決文等を読みますと、加害者が殺害に関して全く反省がないのです。それは、男女共同参画という発想が全くこの加害者にはないからではないかと思えます。DVをなくすためには、この男女共同参画という発想をしっかりと小さい子どものころから伝えていくという予防啓発教育が大事なのではないかと感じています。私は現場の実態を見ているので、更生プログラムというものに余り希望が持てないのかもしれない。

ません。

後藤 犯罪を防止するのは国家の役割である以上、これだけDV被害者がいて、かつ、子どもにも影響を与える犯罪に対して、全く何もしないということはない、あつてはならないと思います。プログラムの有効性については、加害者更生の先進国であるアメリカでも議論があります。加害者の認知を根底から変えることはどちらにせよ難しいと思います。しかし、国家の義務として、そういうプログラムを提供しなければいけないと思っています。プログラムがあればうまくいくというものではありませんが、刑事政策の観点からは、犯罪者に対して教育の努力をしないのは、国の責任から見ても問題があると思います。

司会 原田さん、予防啓発も含めて何かお考えがありますか。

原田 DV法ができるときに被害者の方々が言われていたのは、他の犯罪と同じように処罰してもらいたいということでした。DVは、いまだに「ただの夫婦げんか」と軽視されがちです。刃物で脅しても、夫婦間では犯罪として扱われない。ほかの犯罪と同じように処罰して

ほしいですね。刑務所のなかで加害者対策が充分行われていないので、それがDVの再生産にもつながっていると思います。何らかの対策をやっていたらいい。また加害者のなかにも、いろいろな被害を受けている人もいますので、刑に服して社会に出てきた後にその人たちがケアを受けることができる仕組みも必要だと思います。

5 国の取組に望むこと

司会 今後、法改正の事項だけでなく、取り組むべき施策がかなりありますので、関係省庁による基本方針の見直し作業を行い、施策の充実に図っていきたいと考えているところです。今後の政府の取組について、ご提案、ご要望がございましたら、お聞かせいただけますか。

後藤 今回の改正で、思った以上の進展がありました。これでとりあえず一段落ということではなく、これはまず第一歩であり、さらに何が必要なのかを施行後に確かめていくことが必要だと思います。

今後、さらなる取組として必要なの

特集1 女性に対する暴力に関する取組

は、子どもを含めた家族としての支援の充実と、都道府県間の実質的・効果的な連携の促進だと思えます。また、現在動いている犯罪被害者等基本計画に基づいた施策との連携を深めることも必要だと思えます。DVに対する対応を犯罪被害者支援の枠組みでも行えるように、働きかけることも重要だと思えます。

平川 2006年度に内閣府がおこなった、性暴力の被害実態とデートDVの被害実態の調査結果が、DVの影に消えてしまわないようにしていただきたいと思えます。民間のシエルトでは、女性全般の健康回復や自立支援に関わっていますので、シングルや若い世代の女性もいます。また、レイプ被害者や子どものころに性虐待を受けた方たちの支援もしています。そのために、女性に対する性暴力防止法のような視野で取り組む必要を感じています。

もう一つは、民間団体の援助をさらに進めていただきたいということです。現在、民間団体は頑張ってやっておりますが、経済的には大変厳しい状態でありますので、この点も忘れないでいただきたいと思います。

原田 被害者が家を出た直後の経済的な困窮はあまり知られていませんが、現在の制度では充分に対応できていません。佐賀では国際ソロプチミスト佐賀のご協力で基金が発足し、名古屋でも「国際ソロプチミスト名古屋DV被害者自立支援基金」が、先日、発足しました。家を出た直後の経済的な困窮の支援にもっと力を入れるべきだと思えます。被害者を孤立させないような地域社会のつながり、広域的な連携なども課題だと思えます。

被害者支援では、一時保護の後が重要です。一時保護の後には、被害者は地域で孤立しがちですから、施設ではなく、地域での暮らしをゆるやかに見守っていくことができるような「見守り付き住宅」のようなものはできないでしょうか。

保護命令で安全が十分に保障される現状ではないため、被害者が遠方に避難せざるを得ないこともあります。広域連携がうまくいきません。そのために、被害者が緊張した暮らしを強いられていることも課題だと感じます。

司会 どうもありがとうございます。本日、ご指摘いただいただけでも多くのテーマがあり、これからやるべきこと

が沢山あることを改めて実感いたしました。ある意味では、今回の法改正は次のステップに進むための一歩となった感じがいたします。今後も、いろいろな方々からご意見をいただきながら、基本方針の見直しや施策の充実に努めてまいります。

板東久美子 ばんどうくみこ

【内閣府男女共同参画局長】

文部省入省。省内各部局を経験後、文化庁著作権課長、秋田県副知事、文部科学省初等中等教育局財務課長、大臣官房人事課長、大臣官房審議官等を歴任して、2006年7月より現職。





特集1

女性に対する暴力に関する取組

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」について

は、参議院法務委員長提案とすることが了承され、本年6月19日参議院法務委員会に提出され、翌20日に参議院本会議で可決、7月5日に衆議院本会議で可決・成立し、7月11日に公布されました。改正法の施行日は平成20年1月11日となります。

主な改正の概要については、次のとおりです。

なお、改正法の詳しい内容については、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載しておりますので御参照ください。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv1907.html>

1. 保護命令制度の拡充

(1) 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

↓改正法第10条第1項

配偶者から生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者が、今後、配偶者から身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときについても、裁判所は、保護命令を発することとされました。

(2) 電話等を禁止する保護命令

↓同第10条第2項

裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者

に対する次に掲げるいずれの行為も禁止する命令を発することとされました。

① 面会の要求

② 行動の監視に関する事項を告げること等

③ 著しく粗野・乱暴な言動

④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）

⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）

⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等

⑦ 名誉を害する事項を告げること等

⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

特集1 女性に対する暴力に関する取組

◎ 配偶者からの暴力にお悩みのときは…
お近くの
配偶者暴力相談支援センターへ



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

(3)被害者の親族等への接近禁止命令

↓同第10条第4項、5項

ア 配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があるため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することとされました。

イ アの申立ては、被害者の親族等の同意がある場合に限り、することができますとされました。

2. 市町村基本計画の策定

↓同第2条の3第3項

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が市町村の努力義務とされました。

3. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

↓同第3条第2項、第3項第3号

ア 市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされました。

イ 配偶者暴力相談支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保が明記されました。

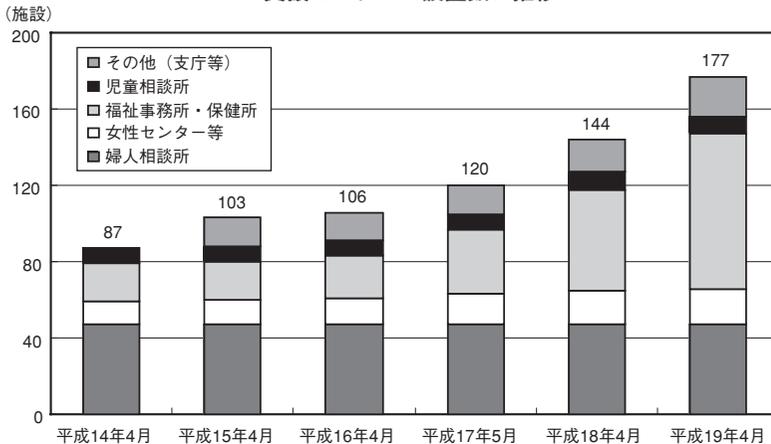
4. 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令に関する通知

↓同第15条第4項

裁判所は、保護命令を発した場合は、申

立人が配偶者暴力相談支援センターに相談等した旨の記載が申立書にあるときは、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該配偶者暴力相談支援センターに通知することとされました。

支援センターの設置数の推移



平成19年版

男女共同参画白書について

平成19年版男女共同参画白書が6月19日に閣議決定され、国会に提出されました。男女共同参画白書は、男女共同参画社会基本法第12条に基づく法定白書であり、「平成18年度男女共同参画社会の形成の状況」と「平成19年度男女共同参画社会の形成の促進施策」より構成されています。本白書は、男女共同参画社会の形成の状況について記述するとともに、政府の施策について取りまとめています。

本年は、特集として、「国際比較でみた男女共同参画の状況」を取り上げ、政治・行政、働く場、生活の3つの側面から女性の参画状況や仕事と生活の調和のための取組、女性登用のための取組について日本と諸外国を比較・分析しています。以下では、特集の概要についてご紹介いたします。

国際比較でみた男女共同参画の状況 —女性の活躍とワーク・ライフ・バランス—

1 概観

男女共同参画に関する各国の基本法制等について比較してみると、ノルウェー、スウェーデン等の北欧諸国は、女性の社会参画が最も進んでおり、男女平等法を整備し、政府主導で女性の活躍に向けた取組を進めているのがわかります。ドイツ、フランス等の西欧諸国も、政府が中心となって女性の登用を進めており、各分野における女性の参画は北欧諸国に次いで進んでいます。一方、策の内容は国によって様々です。一方、米国等は、平等の確保に基づく施策が進んでおり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）施策に関しては政府よりもむしろ民間企業等のリードで各種取組を進めてきています。アジア諸国に

目を向けると、男女共同参画に関する法整備や政府の取組は、ヨーロッパ諸国と比較すると総じて遅れています。政治・行政分野及び働く場における女性の参画が進んでいる国もあります。

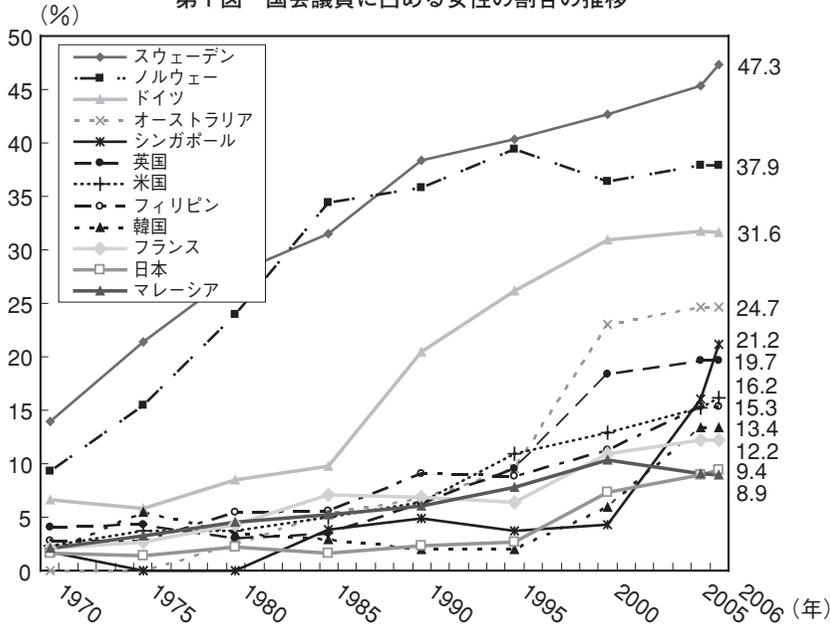
日本は、男女共同参画に取り組む基本的法制において諸外国に劣りませんが、実態として社会の各分野における女性の登用やワーク・ライフ・バランスが各国と比較して進んでいるとは言い難い状況です。例えば、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るジェンダー・エンパワメント指数（GEM）をみると、日本の順位は2006年現在、75カ国中42位となっています。

2 国際比較でみた男女共同参画の現状

○政治・行政における参画
女性の国会議員について、1970年

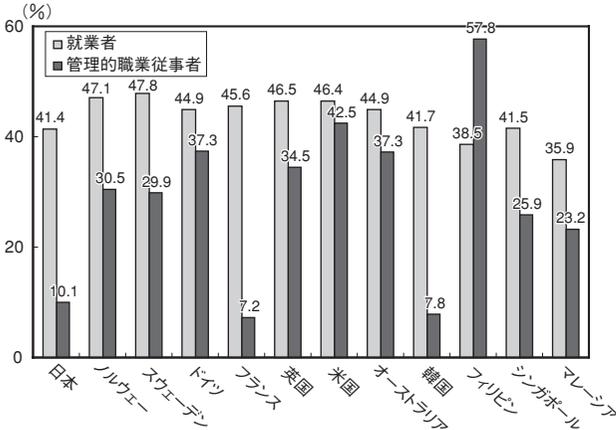


第1図 国会議員に占める女性の割合の推移



(備考) 1. IPU資料より作成。
 2. 下院又は一院における女性議員割合。
 3. フィリピンは、1978年の選挙までは二院制の下院。1978年から1987年の選挙までは一院制。1987年5月の選挙以降二院制の下院。
 4. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

第2図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



(備考) 1. ILO「LABORSTA」より作成。
 2. マレーシアは2003年、フランスは2004年、その他の国は2005年のデータ。
 3. 管理的職業従事者の定義は各国によって異なる。

0年代から、米
 いては、197
 フイリピンにつ
 移をみると、
 別労働力率の推
 女性の年齢階級
 です。諸外国の
 が多いのが特徴
 業を中断する者
 て子育て期に就
 描き、依然とし
 るもの、年齢
 階級別では30
 34歳層を底とす
 るM字カーブを
 描き、依然とし
 て子育て期に就
 業を中断する者
 が多いのが特徴
 です。諸外国の
 女性の年齢階級
 別労働力率の推
 移をみると、
 フイリピンにつ
 いては、197
 0年代から、米

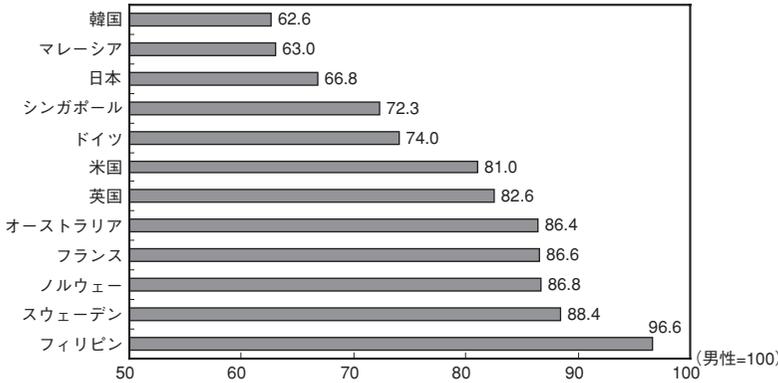
から2006年までの変化をみると、全
 ての国において増加がみられますが、そ
 の増加の時期や増加のスピードに差がみ
 られます(第1図)。
 また、国家公務員に占める女性の割合
 は、日本の場合、20・0%であり、上位
 の役職に占める女性の割合は1・8%と、

諸外国に比べて著しく低くなっていま
 す。各国の上位の役職に占める女性の割
 合は、職員全体に占める割合に比べて低
 いものの、スウェーデンで40%を超えて
 いるほか、シンガポールで62%、オース
 トラリアでも3分の1を占めています。

○働く場における参画
 日本の労働分野において、就業者に占
 める女性の割合は、諸外国とほぼ同じ水
 準を示しています。しかし、管理的職業
 従事者に占める女性の割合を見ると、欧
 米諸国と比べて極端に低く、フィリピ
 ン、マレーシア、シンガポール等のアジ
 ア諸国にも大きく引き離されています
 (第2図)。

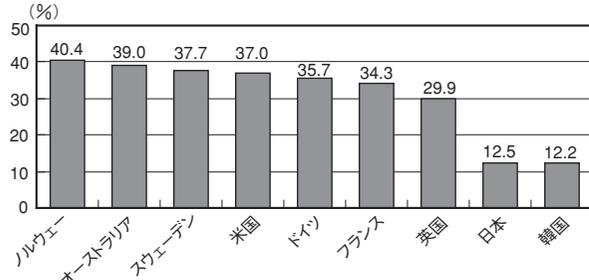
また、日本の女性の労働力率の年代別
 推移をみると、全体として上昇傾向にあ
 るものの、年齢
 階級別では30
 34歳層を底とす
 るM字カーブを
 描き、依然とし
 て子育て期に就
 業を中断する者
 が多いのが特徴
 です。諸外国の
 女性の年齢階級
 別労働力率の推
 移をみると、
 フイリピンにつ
 いては、197
 0年代から、米

第3図 男女間賃金格差



- (備考) 1. マレーシアは国連データベース、米国は商務省「Statistical Abstract of the United States」、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 2. 男女間賃金格差は、男性賃金を100とした場合の女性賃金の値。
 3. 賃金は常用一般労働者の決まって支給する現金給与額及び賞与額(時間、日、週又は月当たり比較)。
 4. 日本、英国は2003年、フィリピン、オーストラリア、フランスは2004年、マレーシアは1997年、その他の国は2005年のデータ。
 5. 労働者の範囲は、必ずしも統一されていない。

第4図 男女計の家事・育児時間に占める男性の割合



- (備考) 1. OECD「Employment Outlook 2001」、総務省「社会生活基本調査報告」(平成13年)等より作成。
 2. 5歳未満(日本のみ6歳未満)の子のいる家庭の家事・育児時間(男女別)から算出。
 3. 日本以外の女性はフルタイム就業者、日本の女性は有業者のデータ、男性はいずれの国も総数のデータ(平均)。
 4. 韓国のデータは子の有無は分からない。

国、スウェーデンについては、1980年代には既に逆U字型を示しています。英国、フランス、ノルウェーなどは、1970年代、80年代はM字カーブを示していましたが、2005年には完全にM字カーブの底が解消して逆U字カーブを形成しています。韓国、オーストラリアなどは、日本と同様、依然M字カーブを

示していますが、1990年代には25〜29歳層であったM字カーブの底が、2005年には30〜34歳層へと移行しており、就業を中断する時期が高齢化していることが分かります。一方、シンガポール及びマレーシアは、全体として女性の労働力率が低く、いったん就業を中断すると再び就職する者が少ない「への字型のカーブ」を描いています。

男女間の賃金格差は、他国でもある程度見られる問題ですが、フィリピンをはじめ、スウェーデン、ノル

ウェー、オーストラリア、フランス等で格差が解消されてきている一方で、日本の格差は韓国・マレーシアと並んで大きくなっています(第3図)。

○生活における参画

日本では、多くの女性が出産・育児を契機に退職しており、仕事と出産・子育て等の両立に苦労している状況にありますが、その背景には、男性も含めた働き方等の問題があると考えられます。

未就学児のいる共働き家庭を対象とした調査結果から男女計の家事・育児時間に占める男性の割合をみると、各国とも5割を下回っており、夫より妻が家事・育児に費やす時間が長いことが分かりますが、ノルウェー、オーストラリア等、4割前後を夫が分担している国がある一方で、日本は12・5%、韓国は12・2%と目立って低くなっています(第4図)。

育児時間の短さと表裏一体であるのが労働時間の長さですが、韓国、シンガポール等時短の進んでいないアジア諸国と並び、日本の実労働時間は、西欧諸国と比較して長くなっています。また、週

労働時間が50時間以上の長時間労働者の割合も、他の西欧諸国と比べて極端に多く、4人に1人以上が長時間労働者となっています。

3 女性が活躍できる環境に向けた取組

○ワーク・ライフ・バランスのための取組

各国のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組のうち、子育て支援制度をみると、育児休業制度が充実している国としては、スウェーデンがあります。両親合わせて480日間という期間の長さに加えて、給付水準も賃金の80%と高く、利用率も高くなっています。ノルウェーは、やや期間が短いものの、スウェーデン同様給付水準は高くなっています。また、フランスでは、養育休暇が両親合わせて最長3年間取得でき、就業の要件に応じて給付があります。ドイツでは、子が8歳になるまでの間、両親合わせて最長3年間（給付は2年間、所得制限あり）の休業がとれます。日本では、子が1歳に達するまで（一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで）の間、育児休業を取得する制度があり、また、一定の要件を満たす育児休業

取得者に対しては、雇用の継続を目的として、休業前賃金の40%相当額（平成19年10月より暫定的に同50%相当額に引き上げ予定）が給付されます。なお、米国、オーストラリアは休業給付制度がなく、フィリピン等アジア諸国には育児休業制度自体がない国も少なくありません。

また、各国の労働時間制度をみると、実労働時間が従来から短い国としては、ノルウェー、スウェーデン等北欧諸国と、オーストラリアなどがあります。その他のヨーロッパ諸国では、EU労働時間指令を受けて、労働時間の短縮化の動きが見られます。

こうした取組によってワーク・ライフ・バランスが確立されることによりもたらされる効果は、女性だけにとどまらず男性にも、また、労働者だけにとどまらず経営者にも広く及び、日本においても、その効果が認識され始めています。

○女性の登用促進のための取組

女性の登用促進のための取組として、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）があります。

諸外国で行われている女性議員の選出

を増やすための取組のうち、主なものとして、性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てるクォータ制（割当制）があります。クォータ制を導入する場合、最も効果がある形態や方法等については、各国の女性の議会への参画状況や社会的背景を反映して様々です。

また、公的部門以外での管理的職業従事者の増加のための取組は、企業の自主的な努力を支援する形のもが多くなっています。

日本では、政府が企業等の自主的な取組を奨励しており、企業においても、女性の登用を積極的に進める取組が徐々に広がっています。

女性の参画が企業の経営に好影響を与えている可能性や、仕事と生活との調和のとれた環境が仕事に対する満足感をもたらすことを指摘する調査結果も報告されており、男女が仕事にも家庭生活等にもバランスよく参画できるような環境を整備することにより、男女ともに自らが希望する生き方を選択し、活躍できる社会を構築することが必要です。

A P E C (ア ジ ア 太 平 洋 経 済 協 力) 女 性 関 連 会 議 「第12回女性指導者ネットワーク (W L N) 会 合」の 開 催



全体会合の様子

本年6月25日(27日)、オーストラリア・ケアンズ近郊のポートダグラスにて、A P E C 「女性指導者ネットワーク (W L N : Women Leaders' Network)」の年次会合が開催されました。A P E C 女性指導者ネットワーク (W L N) は1996年10月に設置された、A P E C 地域における産業界、政府、学界、市民団体等の女性から構成される非公式ネットワークで、年次会合は、A P E C 開催国において政府や民間団体等によって年1回開催されており、今年で12回目を迎えています。

今年、オーストラリア政府(家族・地域社会サービス・先住民省女性の地位担当部)が主催し、A P E C 地域の指導的な立場にある女性400名強(うちオーストラリア国内からの参加が200名程度)が参加し、全体テーマ「我々の

地域の強化と持続可能な将来の建設に向けて」のもと、全体会合と分科会が開催されました。

会合は、ジュリー・ビショップ女性問題担当大臣が主催し、ヘザー・リダウト豪州産業界連盟会長が議長を務め、マイケ



前回年次会合議長(ベトナム)からの報告
(前列右からビショップ大臣、ジェフリー連邦総督、リダウト議長)

ル・ジェフリー連邦総督が開会宣言を行
うなど、オーストラリアのハイレベルの
官民の関係者が関与した他、数カ国
(ニュージールランド、チリ、チャイニー
ズ・タイペイ(台湾)、パプアニューギニ
ア、カナダ等)から担当閣僚または議員
等も参加しました。我が国からは、帯野
久美子男女共同参画会議議員(株式会社
インターアクト・ジャパン代表取締役)
が「生涯学習と女性の能力強化」分科会
にパネリストとして参加し、本年3月末
に完成した「多様な選択を可能にする能
力開発・生涯学習施策に関する監視・影
響調査報告書」(男女共同参画会議監視・



パネリストとして発表する帯野参画会議議員(右端)
(左から2人目はビショップ大臣)

影響調査専門調査会)の概要や我が国の
現状を発表し、参加者との意見交換を
行ったほか、「女性とICT」分科会では
平松昌子日本BPW連合会前会長(株式
会社ケーブル・パーソンズ常務取締役)
がパネリストとして参加しました。

全体会合や分科会での議論を通じて、
①各国の地域レベルの女性の成功事例の
共有の重要性や、②気候変動、貿易自由
化や労働移動等の最新のグローバルな動
向が女性に与える好影響・悪影響を理解
し対応策を取ることの必要性、③ICT
が女性のビジネスに与える好影響、④生
涯学習を通じた女性の能力向上の重要性
などが確認されました。

これらの議論の結果は、各国代表から
構成される起草委員会により、APEC
貿易担当大臣に宛てた提言文書という形
式でまとめられ、会合最終日の全体会合
にて全会一致で採択されました。文書で
は、気候変動、貿易自由化、労働移動
(labor mobility)、デジタルディバイド等
における女性の支援の重要性等について
提言しており、リダウト議長からAPE
C貿易担当大臣会合に提出されました。
閉会式においては、今回の年次会合の

議長(オーストラリア)から、次回A P
EC開催国(ペルー)の代表者にWLN
の旗が引き継がれ、続いて、ペルー代表
者より、次回開催地アレキパの美しい映
像とともに、次回のWLN年次会合の開
催時期や概要の説明と次回会合の成功に
向けた所信表明が行われました。

次回会合は2008年5月中旬にペ
ルー国アレキパ(リマから飛行機で1時
間程度)にて開催される予定です。なお、
2010年にはAPECが日本で開催さ
れる予定であり、WLNの年次会合も日
本で開催される予定です。



今回開催国(豪州)の議長から次回開催国(ペルー)へ
WLN旗が引き渡された

男女共同参画行政

30年の歩み

第4回 北京女性会議から男女共同参画社会基本法制定まで(1)

情報公開・個人情報保護審査会委員

名取はにわ

第3章

北京女性会議から男女共同

参画社会基本法制定まで

北京女性会議を契機に、女性と男性、高齢者と若者、GOとNGOと様々なパートナーシップが実現し、日本の女性達も世界的視野を獲得した。

議が次々と開催された。

第1節 第4回世界女性会議

(北京女性会議)

第1 はじめに

1995年(平成7年)9月北京で開催された第4回世界女性会議は20世紀の最後を飾る歴史的イベントだった。

1989年のベルリンの壁崩壊を契機として東西冷戦が終了し、人類の未来を左右する大テーマについて以下の国際会

- ・ 世界子どもサミット 1990年、
ニュー・ヨーク(アメリカ)
- ・ 国連環境開発会議 1992年、
リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)
- ・ 世界人権会議 1993年、
ウィーン(オーストリア)
- ・ 国際人口・開発会議 1994年、
カイロ(エジプト)
- ・ 社会開発サミット 1995年、
コペンハーゲン(デンマーク)

これらいずれにも女性問題が盛り込まれ、それらの集大成として世界女性会議があった。人類の未来のためには、女性問題の解決が不可欠との認識が、世界で共有されてきた。世界女性会議で採択予定の行動綱領を準備するにあたり、上記一連の会議の成果を後退させないとの申し合わせが行われた。

世界中が、人类的テーマを見据え、その解決に真摯に取り組もうとしていた時代だった。誰もが21世紀に、よりよい未

来を期待していた。

第2 北京女性会議直前の動き

第39回国連婦人の地位委員会等

北京女性会議を目前に控えた第39回国連婦人の地位委員会（ニュー・ヨーク）は、1995年3月15日から予定を急遽3日間延長して、4月7日まで、激論が交わされた。それでも、宣言作成について合意されたものの、その内容は白紙のままだった。また、行動綱領案の3割が保留のまま、夏に5日間の非公式協議が持たれたが詰めきれず、北京女性会議に持ち越された部分も多かった。

第3 第4回世界女性会議

（北京女性会議）の開催

1995年（平成7年）9月4日から15日まで、北京（中国）北京国際会議場で第4回世界女性会議が開催された。

アジアではじめての世界女性会議であり、参加国190の国及び地域経済統合体ほか多くの国連機関、NGOの代表者が参加した。

日本からは、野坂浩賢内閣官房長官（女性問題担当）を首席代表とし、代表顧問として民間代表4名、顧問議員団として超党派23人など総計80名の代表団が参加した。

私も男女共同参画室長として政府代表団に参加したが、板東久美子現男女共同参画局長も文部省生涯学習局婦人教育課長として参加された。

野坂首席代表は、ステートメントに市川房枝氏の「平和なくして平等なく、平等なくして平和なし」を引用された。

会議では、北京宣言と行動綱領の内容を分担して審議し、全ての保留部分を確定し、最終日の9月15日、「北京宣言及び行動綱領」がコンセンサスで採択された。行動綱領は「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられ、2000年までに取り組むべき12の重大問題領域を示している。

我が国は妊娠中絶に関するパラグラフ106（K）について解釈宣言を行った。

（注）第4回世界女性会議及び関連事業等報告書（総理府男女共同参画室 平成8年 36ページ）
行動綱領は条約ではないが、国際文書として採択に参加した全ての国が誠実遵守義務を負うこととなる。

当時、男性の代表は日本だけだ、という情報が流布していたが、実際にはペルーのフジモリ大統領をはじめとして10%近くの男性が、ステートメントを読み上げ、当時のスローガンの一つである「女性と男性のパートナーシップ」を体現していた。

下記のNGOフォーラムが終わりに近づいた9月8日から毎日、日本政府代表は、NGOの要望を受けて、会場近くに出向き、会議の状況について報告した。

狭い部屋で酸欠になりそうなくらい多数が集まり、会議について活発な意見交換が行われた。

12の重大問題領域

- A 女性と貧困
- B 女性の教育と訓練
- C 女性と健康
- D 女性に対する暴力
- E 女性と武力紛争
- F 女性と経済
- G 権力及び意思決定における女性
- H 女性の地位向上のための制度的仕組み
- I 女性の人権
- J 女性とメディア
- K 女性と環境
- L 女児

第4 女性NGOフォーラム北京 ’95の準備

北京女性会議は国連主催の政府間合会であり、国連から認証された一部NGOもオブザーバーとして参加したが、全てのNGOが参加することはできなかった。

そのため、北京女性会議と併行して8月30日から9月8日までNGOフォーラム実行組織主宰で、女性NGOフォーラムが開催された。

8月30日の開会式は北京市内とされたが、その後の会場がなかなか決まらず、ようやく北京市から53キロ郊外に位置する怀柔県とされた。

開会中は珍しく大雨が降り、会場のテントが雨で潰れるなど苦労も多かったが、日本から約5千人が参加し、100を超える活動が開催された。日本の女性たちはNGOとして、あるいは自治体と協力して、ワークショップなど多彩な活動を展開した。

ここで世界に目を開かれた日本の女性たちが、その後の男女共同参画を推し進める原動力となった。

第2節 北京女性会議後の動き

第1 男女共同参画ビジョン

男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）からは、縫田暉子会長、有馬真喜子第3部会委員長が、政府代表団顧問に参加された他、数人が様々な方法で北京女性会議に参加された。

平成7年9月審議会において、政府から北京女性会議の報告を行い、以後、この会議の成果を視野に入れて審議が行われた。同年12月「男女共同参画審議会部会における論点整理」が公表され、一般から意見を募ると共に、全国で5回意見交換が行われた。これら意見を踏まえさらに議論を深め、平成8年7月、審議会は橋本内閣総理大臣に「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」（以下「ビジョン」という。）を答申した。ビジョンは、男女共同参画社会について、その定義、理念、目標を明らかにし、おおむね2010年までを念頭に、目指すべき方向と道筋を提示している。理念としては、①人権の確立、②政策・方針決定過程への参画による民主主義の成

熟、③社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化、④新たな価値の創造、⑤地球社会への貢献が挙げられている。

また、法律に基づく諮問機関の設置を求め、さらに、基本的な法律の早期検討について言及している。

第2 男女共同参画推進連携会議

（えがりてネットワーク）の設置

平成8年9月、内閣官房長官（女性問題担当）決定で男女共同参画推進連携会議（金平輝子議長）が開催された。

これは、各界各層の意見交換などにより、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進することを目的とする。構成員は、11人の有識者と67人の団体推薦委員からなり、女性団体のほか、人権擁護、経済・教育・農林漁業など幅広い団体の参加を求めた。

また適宜、有識者による企画委員会主宰で、NGOとの意見交換会である「聞く会」を開催することとし、初回は、新たな行動計画について意見を「聞く会」を開催した。

ワーク・ライフ・バランスと パートタイム労働 〜オランダを中心として〜

亜細亜大学経済学部准教授

権丈英子

パートタイム労働者の割合が先進国中最も高いオランダでは、パートタイム労働者とフルタイム労働者との間の均等待遇に関する法整備がなされていると聞きます。そこで今回は、アムステルダム大学で、オランダのパートタイム労働の現状とワーク・ライフ・バランスの取り組みについてご研究をされてきた権丈英子さんにお話を伺いました。

はじめに

本日は、パートタイム労働を活用して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいるオランダの実態を、日本や他の先進諸国の状況と比較しながらお話し、日本におけるワーク・ライフ・バランスのあり方・進め方を考えていくた

めのひとつの材料を提供できればと思っております（本稿は、65枚のスライドを用いた1時間半の講演と質疑応答から、いくつかのトピックを取り上げ要約したものです）。

日本とオランダの労働時間

仕事と仕事以外の生活のバランスを考える際に、日本では長時間労働ということが決定的な問題となっております。労働時間が長すぎると、当然ながら、他の活動をする時間もエネルギーもほとんどなくなってしまうことは容易に想像されます。したがって、ワーク・ライフ・バランス実現の基本条件のひとつとして「働きすぎ」でないことをあげることができると思います。もっとも、どの程度働

くと「働きすぎ」に該当するのかは難しいのですが、例えば、雇用者1人当たり平均の年間総実労働時間でみると、日本が1811時間に対してオランダは1336時間（2006年、OECD Employment Outlook）、また、週労働時間が50時間以上である労働者の割合は、日本が28・1%に対してオランダは1・4%（2000年、JILPT『国際労働比較2007』）であり、少なくとも、日本に比べてオランダでは、仕事を持ちながら仕事以外の活動に従事する時間的余裕がある人の割合が大きいたことが推察されるように思います。

パートタイム労働者の割合と働き方の変化

オランダにおいて平均労働時間が短い背景には、もちろん、短時間しか働かない者の割合が高いという事実があります。実際、2006年のオランダのパートタイム労働者（週30時間未満の短時間労働）の割合は、全労働者の35・5%とOECD諸国の中でも群を抜いて高くなっています（図1）。また、この割合を男女別にみますと、男性は15・8%、女性では59・



けんじょう・えいこ

アムステルダム大学経済学博士、慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程修了。平成17年より現職。専攻は労働経済学、社会保障論。現在の主な研究課題は、欧米と日本における非典型労働、女性労働、家族政策、少子化問題など。

7%に及んでいます。ところで、今ではパートタイム労働者の割合が非常に高いオランダも、昔からそうだったわけではありません。1973年には、オランダよりも、北欧やアメリカの方が、高かったのです。しかし、1980年代以降、オランダにおけるこの割合が急激に上昇し、やがてOECD諸国の中でも突出した高さを誇るようになりました(図1)。

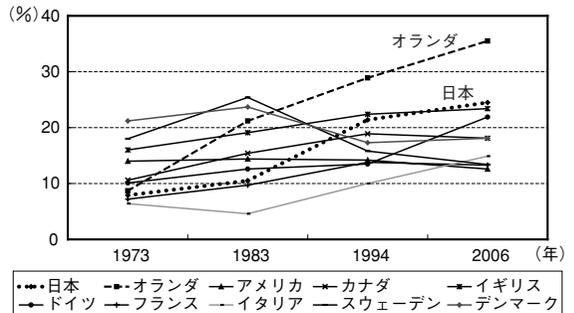
そして、パートタイム労働者の割合が急速に上昇した1980年代以降、オランダにおける働き方は大きく変化しまし

短縮のきっかけとなりましたが、今では失業率も改善されています。さらに20年前には日本よりも低かった出生率も、1990年に逆転し、2000年以降は1.7を維持しています。

オランダにおける法整備

オランダでは、1982年の政労使の代表による「ワッセナー合意」が、経済立て直しの転換点となったとみなされており、パートタイム労働者の待遇改善も、このときから始まりまし。当初は労使協定で定められましたが、19

図1 パートタイム労働者割合の推移(男女計)



出所: OECD(1985, 2007), Employment Outlookより作成。
パートタイム労働者とは、日本については全期間にわたって週労働時間35時間未満の者。他の国々については、1994-2006年は週労働時間30時間未満の者、1973-83年はOECD(1985)参照。

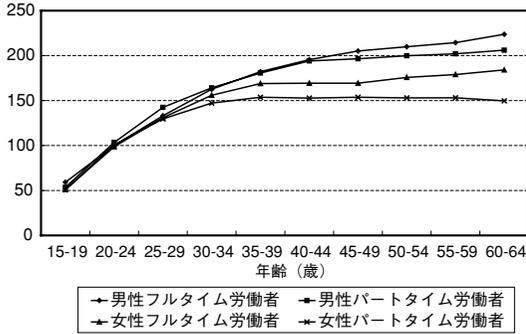
表1 日本とオランダの労働力率、失業率、出生率

	日本		オランダ	
	1986年	2006年	1986年	2006年
労働力率 男性15-64歳	82.7%*	84.8%	79.2%*	81.9%
労働力率 女性15-64歳	54.9%*	61.3%	48.9%*	69.4%
標準化失業率	2.8%	4.1%	7.8%	3.9%
合計特殊出生率	1.72	1.32	1.55	1.72

出所: OECD, Labour Force Statistics, OECD, Employment Outlook, CBS, StatLine databank, 厚生労働省「人口動態統計」。
*: 1987年データ。オランダの労働力率について1987年に大幅な定義変更があったため、2006年との比較可能性を考慮して、1987年データを示している。

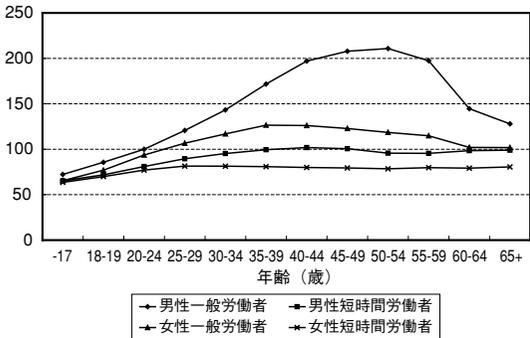
た(表1)。特に、女性の労働力率は、20年前には日本よりも低い水準であったのに、2006年には日本よりも8ポイントも高い水準にまで、大幅に上昇しました。また、1980年代には高失業率で悩み、それがワーク・シェアリングを目的とした労働時間

図2 オランダにおける常用労働者の時間当たり賃金(2004年)
(20-24歳の男性フルタイム労働者の賃金=100)



出所: CBS, StatLine databankより作成。

図3 日本における常用労働者の時間当たり賃金(2006年)
(20-24歳の男性一般労働者の賃金=100、ボーナスを除く)



出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査 平成18年」より作成。

ロールした研究成果をみて、やはり、オランダで、パートタイムは、パートタイムだからといってフルタイム労働者に比べて低

90年代には法整備が進み、1996年にはパートタイム労働者とフルタイム労働者の均等待遇が様々な側面において法的に保障されるようになりました。また、2000年の労働時間の調整に関する法律(通称、パートタイム労働法)では、労働者は、労働時間の延長・短縮を要請する権利が認められるようになっていきます。

パートタイム労働者の賃金

法律上、パートタイム労働者とフルタイム労働者の均等待遇が保障されている

オランダですが、実態はどうでしょう。図2と図3は、オランダと日本における年齢階層別時間当たり賃金を、それぞれ20-24歳の男性フルタイム労働者(日本については男性一般労働者)の賃金を100として描いたものです。両国ともに、年齢にともなう賃金上昇は、男性フルタイムが最も大きくなっています。けれども、日本に比べてオランダでは、男女ともに、フルタイムとパートタイムの賃金格差が非常に小さいことがわかります。さらに、個票データを用いて、学歴や経験年数などの個人属性をコント

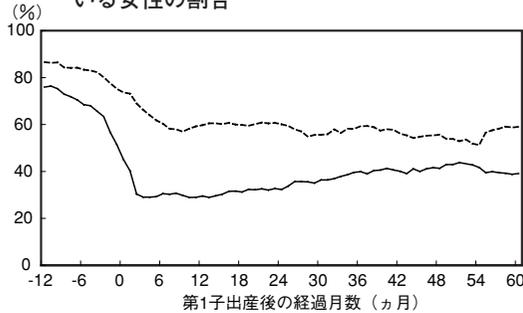
ロールした研究成果をみて、やはり、オランダで、パートタイムは、パートタイムだからといってフルタイム労働者に比べて低

賃金だとはいえないようです。なお、オランダでは、パートタイム労働は単純労働だけでなく、様々な業種・職種に広がっており、現在、管理職の2割、専門職の4割がパートタイム(週35時間未満)で働いています。そして、フルタイムの仕事がみつからないために不本意ながらパートタイムで働いている人はごくわずかという報告もあります。

オランダの子育て支援策

次に、オランダの子育て支援策をみてみましょう。伝統的にキリスト教民主主義の影響が強いオランダは、母親の育児責任を重視した保守的な家族政策を展開してきました。このためか、保育サービスに対する公的補助が始めて導入されたのも、1990年に入ってからです。1990年以降、保育所の定員も増え、利用もかなり伸びてきました。しかし現在も、保育料の費用負担が大きいことや、家庭保育重視の意識などから、夫婦がパートタイム労働を組み合わせ、子供は保育所を週2、3日利用するということが最も多いようです。これに加えて、祖父母を中心としたインフォーマルな保育

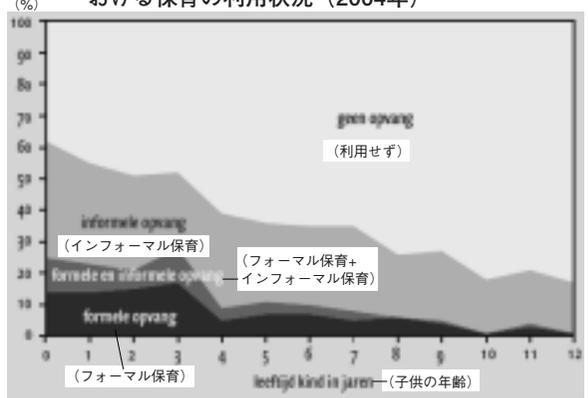
図5 オランダにおける第1子出産前後に就業している女性の割合



—1980年代に第1子を出産した女性 ---1990年代に第1子を出産した女性

出所：Kenjoh (2005), "New Mothers' Employment and Public Policy in the UK, Germany, the Netherlands, Sweden, and Japan", Labour, 19 (s1), Fig. 4より作成。

図4 オランダにおける0-12歳の子供のいる世帯における保育の利用状況 (2004年)



出所：SCP (2006), Hoe het werkt met kinderen.

注：フォーマル保育は、保育所の他、認可家庭保育（保育ママ）を含む。インフォーマル保育は、祖父母、家族・友人・知人、ベビーシッターを含む。なお、4歳以上は学童保育。

がかなり活用されています（図4）。ここで、オランダにおける第1子出産前後の女性の就業状態をみてみましょう（図5）。オランダでも、日本と同様、妊娠前には8割程度の女性が就業している一方、出産後の就業割合は低くなっています。しかし、1980年代に第1子を出産した女性に比べて1990年代に出産した女性は、出産後も働く割合がかなり高くなっていることがわかります。

オランダのパートタイム労働の評価

このようにパートタイム労働者の割合が先進諸国の中でも突出して高いオランダでは、パートタイム労働者とフルタイム労働者の均等待遇が法的に整備されているだけでなく、実際にも確保されており、パートタイム労働は様々な職種や業種に広がっています。そして、時間当たり賃金を維持したままでフルタイムからパートタイムへ、あるいはパートタイムからフルタイムへと転換することもできます。したがって、個人のライフ・ステージの中で、働くことに重点を置く時期を設けたり、家庭に重点を置く時期を設けたりしながら、その重点をスイッチ

することが可能であり、それによって労働市場において大きなペナルティを受けることがないという意味でも、ワーク・ライフ・バランスの実現が進んでいるようにみえます。もちろん、オランダにおいて、すべてがうまくいっているわけではなく、最近では、パートタイム労働者の長期的キャリア形成や、パートタイム労働者にはやはり女性が多いという男女間格差の問題などが議論されています。そこでは、男女役割分担の固定化や、不十分な保育サービスへの対応などが課題としてあげられ、昨年の選挙でも保育に関する議論が活発に行われました。

おわりに

最後になりますが、オランダ社会では、女性が市場に出て働くことを早い時期から当たり前としてきたわけではなく、パートタイム労働者の地位も初めから高かったわけではありません。そうした社会において、比較的短い期間に、働き方に関する構造変化が起こり得たこと、この点から、少なからず学ぶことがあるような気がします。

女性の地位向上に 日本はもつと真剣に

中央大学教授（財）人権教育啓発推進センター理事長

横田 洋三

しばらく前まで、「日本は人権後進国だ」ということが、人権専門家の間で言われていた。この言い方には多少の違和感があるが、こと「女性の社会的地位」に関する限り、「後進国」という表現は、まだ日本について当てはまる気がする。

国連開発計画（UNDP）が毎年発表する『人間開発報告書』の2006年度のデータによると、「平均寿命」「識字率」「一人当たり国民所得」の三つの要素を基礎とする「人間開発指数」は世界第7位で立派な「先進国」であるが、「ジェンダー・エンパワメント指数」（GEM）になると一気に第42位に下がり、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ナミビア、タンザニア、ペルーなどよりも低い、まさに「後進国」と呼んでも不思議ではない状況にある。この、日本のGEMが世

界の40位前後という位置づけは、過去10数年間ほとんど変わっていない。

日本政府としても、この間、手をこまねいて何もしなかったわけではない。「1976年～85年」の「国連婦人の十年」という国際的取組みに合わせて、「国内行動計画」を策定し、85年には「女子差別撤廃条約」を批准すると同時に「男女雇用機会均等法」を制定し、さらに「男女共同参画審議会設置」（97年）、「男女共同参画基本法施行」（99年）、「男女共同参画会議設置」（2001年）、「男女共同参画局設置」（01年）と、次々に必要な措置をとり、社会におけるジェンダーの平等と女性の社会的地位向上に向けて、それなりに努力してきた。しかし、明治以

来、何事も、目標を決めて国を挙げて実現に向けて努力した場合、一定の成果を

上げてきたこの国において、女性の社会的地位向上については、このような努力にもかかわらず、ほとんど実績が上がっていないのが実情である。なぜだろう。

多くの人権問題との取組みについて言えることだが、ジェンダー平等の実現についても、国や自治体が法律を制定し、担当部署を設置したからと言って、目標がすぐに達成できると言うものではない。理由は、問題の背後に、長年培った人々の「意識」「価値観」「行動様式」があるからである。この点を大きく改善しないと、日本のGEMが「先進国並み」になることを期待することはあまりできないのではないか。

GEMを計る一つの要素は、国会議員に占める女性の割合であるが、日本は9.4%（『男女共同参画白書』2007

年度版)で、1位、2位、3位のスウェーデン(47・3%)、ノルウェー(37・9%)、ドイツ(31・6%)と比べると格段の差がある。この点で私は、7月29日に行われた参議院議員選挙の結果に注目していたが、女性の当選者は26人で、その比率は21・5%と大幅な伸びである。この傾向が今後の選挙結果にも受け継がれることを期待したい。ところが、新聞、テレビなどのマスコミは、「自民公明

与党敗退」「民主躍進」という党派別の選挙結果に沸きあがっていて、「女性議員の大幅増加」という画期的な選挙結果については、注目度ゼロである。テレビでは多くの「政治評論家」や「政治学者」(そのほとんどは男性)がこの選挙結果と政局の今後についてコメントしているが、女性の当選者の躍進に言及する人は、私の知る限り皆無であった。世論形成に大きな影響を及ぼすマスコミ関係者や政治評論家、政治学者の「ジェンダー平等感覚」欠如から、まず改善される必要があるのではないだろうか。

女性の社会的地位向上に「特効薬」や「秘訣」はありそうにない。女性の社会的

地位が日本に比べてはるかに高いと思われるアメリカにおいても、下院議員に占める女性の比率は16・3%、上院も16・0%と決して高くない。選挙において女性議員を多く選出する目的で、各党に候補者の半数は女性とすることが決められているフランスにおいても、上院の女性比率は16・9%、下院にいたっては12・2%に過ぎない。

国会議員に占める女性の割合がジェンダー平等を計る唯一のバロメーターだとは考えないが、国会は法律制定、予算配分などで、国や自治体、さらには団体や企業の政策に大きな影響を与えるから、そのような政治の中枢に人口の半数を占める女性が50%代表されていることがノーマル(当たり前)であるという意識を国民の多くが共有することは、ジェンダー平等を実現するうえで極めて重要である。

「女性が半数を占めるのが当然」という意識は、国会のみならず、あらゆる団体の、あらゆるレベル(幹部から一般職員まで)で共有され、その実現に向けて努力を傾注する必要がある。私

にとつて身近かな法科大学院においても、学生にはかなり多数の女性が在籍ししかも良い成績を上げているが、教員の男女比を見ると、「女性半数当然」の域には遠く及ばない。

国民の多くが「女性半数当然」の感覚を共有し、身の回りから国政選挙まで、その実現に向けてすべての人が協力することで、日本も「女性の社会的地位」の面でも、早く「先進国入り」を果たしてもらいたい。このことが、長い目で見た場合、今日の日本が直面する少子高齢化、介護、経済停滞、格差拡大などの社会問題解決にもつながることになると確信する。



よこた・ようぞう
東京大学大学院卒業。国際基督教大学教授、東京大学教授等歴任。現中央大学教授、(財)人権教育啓発推進センター理事長。著書に「国際機構の法構造」、「日本の人権/世界の人権」等

男女共同参画で 日本一の元気県づくり!

山口県

本州の最西端に位置する本県は、三方を海に開かれた豊かな自然と、大内氏・毛利氏・明治維新の志士から受け継いだ歴史や文化、基礎素材型産業中心の工業集積など、多様な地域特性を持つ、面積6110km²、人口148万人の県です。

現在、「やっぱりいいね自然も笑顔も山口県めざそう住み良さ日本一」を合い言葉に、これまで開催した「山口きらら博」や「国民文化祭」等で発揮された県民力・地域力を原動力に、住み良さ日本一の元気県づくりに取り組んでいます。

山口県の男女共同参画の推進体制

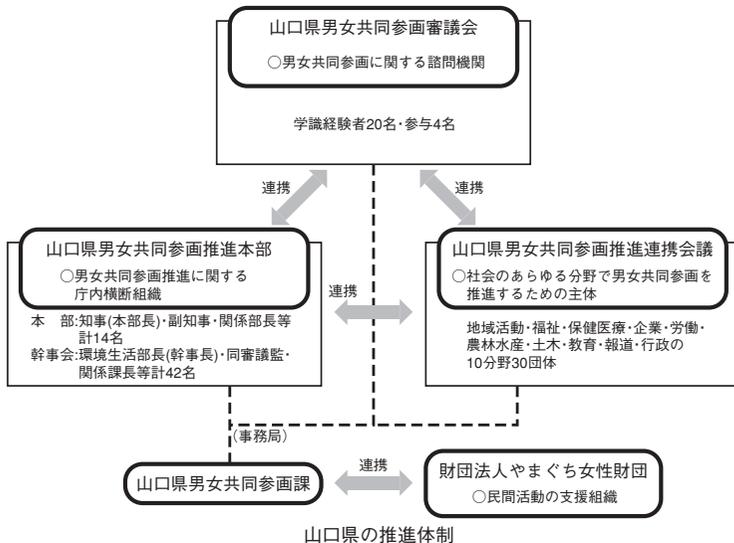
山口県では、県民誰もが「山口県に生まれ、育ち、住んでよかった」と心から実感できる「住み良さ日本一の元気県づくり」を進めています。

こうした新しい県のかたちづくりの鍵のひとつである男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年に「山口県男女共同参画推進条例」を制定、平成14年には「山口県男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）」を策定し、社会の幅広い分野にわたる様々な施策の推進に取り組んできました。こうした中、平成

19年3月には、関係法令の制定・改正や男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、同基本計画の見直し・改定を行いました。この度の改定では、これまで実施してきた取組の検証を十分に行うとともに、パブリックコメントや地域懇談会を通じていただいた県民の意見等を踏まえたうえで、分かりやすく、実効性の高い計画とするよう努め、今後4年間に取り組む131の具体的施策と64の目標指標を設定しました。あわせて、特に重点的に取り組む事項とし

て、「県民意識の醸成」や「両立支援」など5つの「最重要事項」を選定したところです。

また、同基本計画の分野別計画として、配偶者からの暴力のない社会をめざす、「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を平成18年1月に策定しました。



男女共同参画に関する取組

男女共同参画についての県民への幅広い普及と、関係団体等の相互の連携を図るため、山口県男女共同参画基本計画の策定に合わせ、平成14年度から、「男女共同参画フォーラム(平成16年度までは「男女共同参画ポリフォニック・フェスタ」として開催)を、本県の男女共同参画推進月間である10月に開催しています。特に、平成18年度からは開催の場を大学とし、学生等の若年層に対しても広く男女共同参画についての理解の浸透を図るとともに、大学・関係団体・行政が交流・連携を深めることをとおして、男女共同参画に関する取組の一層の推進に努めています。

また、地域活動、企業、教育など10分野の30団体で構成された「山口県男女共同参画推進



平成18年度の男女共同参画フォーラム分科会の様子

連携会議」と連携し、男女共同参画に取り組む事業者の支援や女性のチャレンジ支援など、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進する取組を進めています。

配偶者からの暴力(DV)に関する取組

山口県においては、「山口県男女共同参画相談センター」が配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を担っており、専用のフリーダイヤルを設置するなど、配偶者からの暴力の被害者に対する相談・保護・自立に係る様々な支援を行っています。

また、「配偶者からの暴力(DV)防止地域フォーラム」の開催や、ポスター・チラシの作成・配布などの普及啓発活動とおし、県民の配偶者暴力防止に関する理解の促進に努めています。



配偶者暴力に関する関係者用マニュアル各種

さらに、配偶者からの暴力の被害者に対する支援をより適切に行うため、関係機関・団体で構成する「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を設置し、情報交換・連携の強化を図るとともに、関係者用のマニュアル(民生委員・児童委員用、保育・教育関係者用、医療関係者用)を作成・配布し、配偶者暴力の被害者に対する迅速かつ的確な支援を行うための取組を行っています。

* * * * *

男女共同参画社会の形成を図るためには、社会のあらゆる分野における広範かつ多岐にわたる取組を、県、市町、事業者、関係団体等が連携して推進していくことが必要です。

本県では、これらの取組を整合性をもって、総合的かつ効果的に推進するため、今後も必要な推進体制の強化に努め、計画的にその遂行を図るとともに、市町、事業者、関係団体等との連携を強化し、社会全体が一体となった県民運動を進めていきたいと考えています。

(環境生活部男女共同参画課)

一人ひとりが尊重され 平等な社会の実現をめざして

埼玉県北本市

埼玉県のほぼ中央に位置し、武蔵野の面影を残す雑木林、屋敷林や里山など魅力ある豊かな自然を残しています。市の中央部を南北にJR高崎線、国道17号と中山道が縦断し、これに沿って市街地が形成されています。さらに、その外側には緑豊かな田園地帯が広がり、西側には荒川が流れています。首都圏45km内にある立地条件に恵まれ、昭和46年の市制施行時には約3万4千人であった人口は、大規模マンション、住宅団地などの建設により、現在は7万人を超え、首都近郊の住宅都市として発展してきました。

第四次北本市総合振興計画は市民と行政の協働を基本理念としており、この計画に基づきながら「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現を目指します。

北本市の男女共同参画の取組み

平成6年に「第一次北本市男女行動計画」を、そして平成13年に「第二次北本市男女行動計画（男女共同参画プラン）」を策定し、これらを通じて男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。このことにより、本市の審議会等への女性の登用率については目標値である30%を達成しました。

また、平成18年3月には市民と行政の協働を基本理念に男女共同参画を推進するため「男女共同参画推進条例」を制定し、7月から施行しました。さらに同年

11月には男女共同参画都市宣言など、市民と行政の協働による男女共同参画社会の実現に向けて様々な事業に取り組んでいます。

北本市男女共同参画推進者登録制度のスタート

北本市では、行政と市民等のパートナーシップに基づいた環境美化活動を進めるため「ぴかぴか北本おまかせプログラム」（公共施設の里親制度）を設けています。

環境問題とならび、男女共同参画社会

の実現は社会全体での取り組みが必要とされている重要な課題です。

そこで、行政と企業・団体・個人が協働で男女共同参画のまち北本を実現するために、「男女きらきらいっしょにプログラム」（北本市男女共同参画推進者登録制度）を設けました。「ぴかぴか北本おまかせプログラム」と同様にその趣旨が誰にでもわかり、親しみやすいものとするために、男女が一人ひとり個性と能力を十分に発揮して「きらきら」と輝く北本のまちを市と市民・事業所等が「いっしょに」つくっていくという意味を込めて、「男女きらきら北本いっしょにプログラム」と名付けました。

登録者には登録証を交付し、市のホームページや広報紙・男女共同参画情報紙等でその取り組みをPRしたり、協働で事業を行ったりしています。

現在は、5事業所・7団体・1個人の団体等に登録をしていただいておりません。

第三次北本市男女行動計画の策定

平成13年に策定した「第二次北本市男女行動計画（男女共同参画プラン）」が平



北本市男女共同参画プラン

成18年度で終了することから、平成19年3月に「第三次北本市男女行動計画」を策定しました。

平成18年2月に行った男女共同参画に関する市民意識・実態調査の結果では、性別による固定的な役割分担意識を否定する回答が前回調査（平成11年度実施）よりも増加し約半数を占めたものの、社会慣行や社会制度等人々の意識の中には依然として根強く残っているといった状況にあります。

このような意識・実態調査の結果と、これまでの計画の実施状況を精査し、国

の「男女共同参画社会基本法」、県の「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」、「北本市男女共同参画推進条例」及び「第四次北本市総合振興計画」を踏まえ「第三次北本市男女行動計画」を策定しました。また、策定にあたっては北本市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、市内で活動する団体等のヒヤリング結果、パブリック・コメント制度の活用等により市民の提言をより反映したものとしました。

男女共同参画推進フォーラム

平成19年6月30日（土）に北本市文化センターを会場に、男女共同参画推進フォーラムを開催しました。「一人ひとりが輝き、まちが輝く男女共同参画」をテーマに基調講演及びシンポジウムを行いました。基調講演は講師に食生活研究家・作家の魚柄仁之助さんをお迎えし、ともに輝く暮らしづくりについて講演をしていただきました。また、シンポジウムでは、定年後に地域で活動をされている方々をお招きし、家庭・地域におけるパートナーシップについて身近な話題を

中心に男女共同参画の視点から様々なお話を伺うことができました。

今後も男女の人権が尊重され、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進してまいります。

（秘書政策室男女共同参画担当）



北本市男女共同参画推進フォーラム

福代 俊子さん

J A 全国女性組織協議会会長

—— 今後の活動の課題はどういったものでしょう。

福代 課題はたくさんあります。J A 全国女性協では、本年度新たに3ヵ年計画「J A 女性 かわろう かえよう ステップ2」食と農を育む未来計画」を樹立しました。取り巻く厳しい環境のなかで、食と農の再生をテーマに多様な活動を展開していくわけですが、課題解決に向け確実に実現できる活動計画をたてて、実践していきたいと考えています。

J A 女性組織がいま抱えている大きな課題の一つに部員数の減少があります。農業の危機的状況のなかで、いま組織基盤をしっかりと強化しなければならぬ



と考えています。食と農は農業者より、むしろ消費者の方々に真剣に考えていただきたい課題なんです。自給率がわずか40%というのは、食の安全もですが、例えば何かが起こった時、非常に危ない。また農業の持つ多面的機能は、農業全体の総生産額に匹敵するほどの貨幣評価がされています。このような日本の農業の重要性を消費者の皆さんにも知っていただくための活動を行うことも大切ですね。

もう一つ、今日的課題の中から取り組んでいる活動に、食農教育があります。食農教育を通して子どもたちの心を育てていきたい。島根県の例ですが、毎年

「みどりをまもる小学生作文コンクール」を行っています。読むとたいへん感銘を受けますね。農業はたいへんな教育力を持っていることを実感します。

—— 農業における男女共同参画についてはどのようにお考えでしょうか。

福代 農業生産は、協働でないといけない。女性は家事等含めると男性以上の働きをしているかもしれません。しかし経営の成果が平等に分配されているかという点はまだ十分とは言えないところもあるようです。家族経営協定の締結農家は増えてきてはいますけどね。

J A においては農家女性の果たしてきた役割とか、J A 女性組織の活動の正当な評価をしつつ、女性参画を進めるための積極的な措置が取られるようになりました。例えば平成12年に開催の第22回J A 全国大会で決議したJ A 役員の特別枠の設定ですね。女性の割合を各J A 理事2名以上、総代10%、正組合員25%以上というように目標数値を設定しながらすすめてきましたが、残念ながら6年前のこの目標が達成できていないJ A もありますね。J A によって地域性にもよるか

と思いますが、トップの考え方、あるいは女性自身、今のままで何も問題ないからこのままでよいという考え方でいる方、役をしたくない方とか、非常に認識の差があります。これはJ Aの世界ばかり

りではなく、一般的にも言えるのではないでしようか。積極的に男女共同参画について勉強したり、いろいろな分野に参画し活動されている方とそうでない方とは温度差があるように感じます。男女

共同参画社会の早期実現

を図るためには、特例を設けるなどいろいろな方策を取りながら、今後重点活動として取り組んでいかなければならないと考えています。

—— これからの日本の農業に対する抱負をお聞かせください。

福代 抱負というより望みとして、日本の食を全安心の国産農産物で支えることができる農業政策を取ってほしいということですね。WTO・日豪EPA交渉の結果次第では、自給率が12%まで落ちるといわれていますが、決してそういう方向

に進めてはならないと思います。農業者が安心して生産できる環境にしてほしいということと、日本の豊かな農産物を使った食文化は世界でも有数ですね。それらを守り継承していきたいです。今守らないと本当に消えてしまいます。

—— 今の時代は食に対する感謝の気持ちが薄れているのでは。

福代 そうです。先ほど申し上げたように、私たちは活動の一つに食農教育を挙げ、推進していますが、そのなかで「いただきます」運動を行っています。食べるという行為が生あるものの命をいただいているということ、糧である動植物を育てることがどれだけ時間と労力が必要かということ、それらを理解し感謝する心を育ててほしいです。学校教育のなかでも、ただ単に栄養バランスとか生活習慣等だけでなく、食育の分野に農の要素も取り入れることが必要ではないでしょうか。

—— 本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。





内閣府

「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」報告を公表

7月24日、男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」は、ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性や取組バランスの意義・重要性や取組

同報告は、本年5月に公表し

内閣府

女性の再チャレンジ支援地域モデル事業

内閣府では「女性の再チャレンジ支援プラン」の一つとして、平成18年度から「再チャレンジ支援地域モデル事業」を岩手県、栃木県、千葉県、石川県、京都府、大分県及び宮崎県の各地で行っております。

今回は、このうち岩手県と栃木県の取組を紹介します。

◆岩手県

岩手県では、本年6月に「いわて女性の再チャレンジ支援事業連絡会議」を開催し、今年度の事業の実施内容や、各機関・企業が行っている再チャレンジに関する取組みについて意見を交わしました。

県の男女共同参画センターでは、9月から10月にかけて、離職した女性で再就職を希望する

た中間報告に対して一般から広く意見を募集し、頂いた御意見を踏まえて内容を深めたものです。

今後、同専門調査会においては、ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標の在り方や、企業等がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやコストの考え方などについて、引き続き調査・審議を行っていきま

方を対象に、再チャレンジ支援講座を開講し、面接対策やビジネスマナー、パソコン講座等、様々なメニューの講座を実施す



す。

特に、ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標に関しては、本年内を目途とするワーク・ライフ・バランス憲章や行動指針の策定に資するものとなるよう重点的に調査・審議する予定です。

本報告の詳細については、男女共同参画局のホームページ*を御覧下さい。

る他、再チャレンジに関する個別相談にも応じています。

また、県内各地に出向いて、再チャレンジ支援に関する出前講座を実施します。

県ではこのほか、再チャレンジ先となる職場開拓や、子育てと仕事が両立できる職場環境を整備するため、関係各課と連携しながら企業訪問を実施します。

◆栃木県

栃木県では、県ととちぎ男女共同参画センターが核となり、八戸ワークなど関係機関と

*<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/wlb/index-wlb1907.html>

INFORMATION

法テラス業務開始 1周年記念イベント開催のご案内

～法テラスのサービスをもっと多くの方に～

日本司法支援センター(愛称:法テラス)では、本年10月に業務開始1周年を迎えることを記念して、全国各地に臨時的相談所を開設し、弁護士・司法書士による無料法律相談を実施します(※)。例えば、恋人・配偶者からの暴力や職場で差別的な扱いを受けているなど、法的トラブルでお悩みの方は是非ご利用ください。

なお、相談は事前予約制となりますので、臨時相談所の設置場所・日時及び予約連絡先等の詳細については、法テラスホームページにてご確認ください。

※無料法律相談は経済的に余裕のない方を対象としていますので、予約時に、相談内容及び収入等をお伺いさせていただきます。



業務開始1周年記念イベントの詳細は、**法テラスホームページにてご案内しています!**

<http://www.houterasu.or.jp>



ネットワークを築き、本人の希望や活動段階に応じて、再就職や起業、子育てとの両立支援などの情報提供や相談など、きめ細かな支援を実施しているほか、女性の身近な地域での出前相談を5月からスタートしました。

また、県のHPでは、関係機関の支援情報をワンストップで提供しています。

さらに、起業を目指す女性を対象とした「女性の起業支援セミナー」や再チャレンジの成功者による「女性の再チャレンジ講演会」を開催します。



今年度の新たな取り組みとしては、再チャレンジしたい女性が、悩みを相談したり、アドバイスを受けたりできる交流の場として、「女性の再チャレンジ応援サロン」を開催します。

法務省

法テラスホームページの情報提供サービスをご存知ですか?

日本司法支援センター(愛称:法テラス)では、全国にある様々な相談窓口に関する情報をデータベースとして集約・整理し、日々更新しています。また、法的トラブルの解決に役立つ法制度情報についても、FAQ(Q(よくある質問と答え))を作成してデータベースに蓄積しています。

これらのデータベースは、法

テラスホームページに公開されており、お手元のパソコンからどなたでも閲覧・検索することができます。

たとえば、自治体などの相談窓口に専門分野以外の相談者が来て紹介先が不明な場合、「相談窓口情報検索」をご利用いただくことによって、相談者に対し、適切な相談窓口をご案内することが可能となります。是非ご利用ください。

国立女性 教育会館

「女子高校生夏の学校」科学・技術者のたまごたちへ」の実施について

国立女性教育会館では、平成19年8月16日(木)～18日(土)の2泊3日で、女子高校生に科学・技術分野への魅力を伝える、理工系分野への進路を考える機会の提供を目的に、文部科学省、男女共同参画学協会連絡会、日本学術会議「科学と社会委員会(科学力増進分科会)」との共催により「女子高校生夏の学校」科学・技術者のたまごたちへ」を開校しました。3年目の本年度は、多くの学会や研究機関等との連携により、理工系に進学した女子大学生や大学院生、研究者、理工系分野で活躍している講師による講演、また、11の実験・実習、21のポスターセッション・キャリア相談、女子学生との自由交流会やゲーム、講師や大学の先生方と将来の進路や現在の悩みについて直接相談する交流会等参加体験型の多彩なプログラムとなりました。

開校式では毛利衛日本学術会議科学力増進分科会委員長・日本科学未来館館長が挨拶を行い、2日目には郷通子総合科学技術会議議員・お茶の水女子大学長から激励を受けました。

参加者からは、「女性の科学者を支援している人たちがたくさんいると知って、前向きに考えられるようになった」「理系の女子大学生と話せたのがよかった」「同じ夢を持った仲間と出会え、刺激になった」等の感想をいただきました。110名の女子高校生にとって生きた科学技術の世界に触れ、新しい出会いと発見の3日間となりました。



開校式での毛利衛氏

国立女性 教育会館

「人身取引」と「女性に対する暴力」をなくすために——最初の一步は「知るこ」とから——パネル貸出しのお知らせ

日本にも人身取引の問題が起きていることを知っていますか？ 多くの女性や子どもたちがどのような被害に苦しんでいるか知っていますか？ 現代の人身取引とは、どのような問題なのでしょう？

女性に対する暴力の一つである人身取引が、国境を越えた問題として世界中で深刻化しています。

国際化に伴い、地域で人の移動が身近になる中、人身取引や外国人マイノリティ女性が受ける人権侵害について、より多くの人に関心を持つことが、被害の未然防止につながります。そのためにはまず「知るこ」、「伝えるこ」から！

現在、国立女性教育会館では、これまで行ってきた「人身取引の防止、教育とその啓発に関する調査研究」の成果の一部をわかりやすいパネルにし、9月末まで本館ロビーで展示して

います。また、10月からは、使用した展示パネルの貸し出しを始めます。この機会に是非、パネルを活用いただき、地元自治体や団体で協力して開催するイベントなどへの展示を企画してみたいかがでしょうか。地域で暴力を根絶するために取り組む活動について、みなで考えるきっかけ作りにお役立て下さい。

貸出し(郵送料のみご負担)についての詳細は、ホームページ又はお電話にてお問い合わせ下さい。

HP <http://www.nwec.jp/>
電話 0493-62-6711
担当 研究国際室



国立女性教育会館ロビーの展示

国立女性
教育会館

「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」の実施について

国立女性教育会館では、平成19年7月18日(水)～20日(金)の2泊3日の日程で「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」を実施しました。北は北海道から南は沖縄まで、全国の公立の女性関連施設の相談員の方々を中心に、105名の参加をいただきました。

女性関連施設の相談員として、配偶者からの暴力被害を受けた相談者をどのように支援していくか、その担うべき役割を理解するとともに、男女共同参画の視点から配偶者からの暴力等の構造・特質について学習しました。また、実務に役立つ研修にするために、相談事例を参加者から募り、問題をどのようにとらえるか、また、どのような支援のスタンスを見立てているかについて検討しました。さ

らに、日常的に研修の機会を得ることの難しい相談員の方々の状況を踏まえ、相談の受け方が適切であったか等、専門家の助言を受ける学習も行いました。研修の終盤には、警察や医療機関等それぞれの機関の担う役割・権限、連携するためのポイント、今後の連携支援の可能性について考えました。

研修期間中、様々な学習や情報交換会、地域別ブロック交流会を通して、それぞれの経験や考えを共有し、お互いの交流を深めてきた相談員の皆さんからは、「同じ悩みを抱えている仲間と話すことができ良かった。帰ってから連絡を取り合っていきたい。」等の声が寄せられました。

INFORMATION

女性に対する暴力に関するシンポジウム

内閣府では、専門家や有識者等による基調講演やパネルディスカッションを通して、女性に対する暴力について社会の意識啓発を図ることを目的として、女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催します。

- 主催：内閣府
- 日時：平成19年11月22日(木)14:30～18:00(予定)
- 場所：イイノホール(東京都千代田区内幸町2丁目1番1号)
- 内容：基調講演
「配偶者暴力防止法の改正について」(予定)
パネルディスカッション
「若い世代の恋人からの暴力を考えよう」(予定)
- 費用：無料(手話通訳、託児サービスあり)
- その他：参加応募方法につきましては、内閣府男女共同参画局ホームページ (<http://www.gender.go.jp>) 等にてお知らせいたします。

問い合わせ先：内閣府男女共同参画局推進課
TEL: 03-5253-2111 (代表)

平成19年度「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

男女共同参画推進本部では、11月12日(月)から25日(日)までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。この期間中、地方公共団体、女性団体などの協力により、全国で、女性に対する暴力の根絶や女性の人権尊重などに関する様々なイベントが開催されます。なお、運動最終日の11月25日(日)は国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」です。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

INFORMATION

みやぎパートナーズデー 「全国男女共同参画フォーラム2007 in みやぎ」

日程：平成19年10月12日（金）～13日（土）
場所：大崎市岩出山文化会館
テーマ：「はじめよう！ ワーク・ライフ・バランス
輝ける未来のために」

主催：内閣府、宮城県、大崎市
〔プログラム〕
主催者挨拶、内閣府報告、イラスト・まんがコンクール表彰式、基調講演：講師 鹿嶋 敬 氏（実践女子大学人間社会学部教授）、フリートーク

申し込み・問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県環境生活部男女共同参画推進課
電話：022-211-2568
FAX：022-211-2392
電子メール：danjo@pref.miyagi.jp

平成19年度「女性のキャリア形成支援推進研修」 の開催について

国立女性教育会館（埼玉県嵐山町）では、平成19年10月10日（水）～12日（金）の2泊3日の日程で、標記研修を開催します。全国の女性関連施設等の職員、団体・グループ・NPOのリーダー等を対象に、男女共同参画の視点からキャリア形成支援に関する実践的研修を行います。

いま、活力ある社会を創造するためには、女性の個性や能力を十分発揮することが求められています。本研修は、女性一人ひとりが置かれた状況に応じて、柔軟にキャリア設計したり学習したりできるように、多様なキャリア形成を支援するためのプログラム立案、サポートシステムの構築等に関する専門的・実践的研修を行う予定です。

詳細については、事業課までお問い合わせください。
電話：0493-62-6711

隔月誌 「共同参画21」 9月号
第32号 2007年9月28日発行

内閣府

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
TEL 03-5253-2111(代)
<http://www.gender.go.jp/>
印刷：新高速印刷株式会社

全国男女共同参画宣言都市サミット in おおつ

日程：平成19年11月2日（金）13～17時
場所：琵琶湖ホテル
主催：内閣府、大津市、サミット in おおつ実行委員会
〔プログラム〕

主催者挨拶、内閣府報告、基調講演／講師：橘木俊昭氏（同志社大学経済学部教授）、7市町の男女共同参画宣言都市首長によるシンポジウム（コーディネーター／中村艶子氏（同志社大学言語文化教育研究センター准教授））

申し込み・問い合わせ先

〒520-0047 大津市浜大津4-1-1
大津市政調整部男女共同参画課
電話：077-528-2615
FAX：077-527-6288
電子メール：otsu1006@city.otsu.lg.jp



編集後記

今回は、ちょっと固い法律の話。それぞれの役所には所管の法律があり、内閣府本府は約70余の法律を所管している。このうち男女共同参画局は2つの法律を所管しており、1つが男女共同参画社会を実現するための柱ともなるべき「男女共同参画社会基本法」、そしてもう1つが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法。その法律の一部を改正する法律が先の通常国会で成立し、7月11日に公布され、半年後の来年1月11日に施行されることになった。このDV法は議員立法によるものである。日本の国会において成立する法律案の大多数が行政府たる内閣提出のものであるが、国会議員の発議による立法を議員立法と呼び、特に生命倫理に関する法制度の構築を目的とする場合が多く見受けられ、まさしくDV防止法は議員立法の顕著な例の一つと言える。いずれにしても、この法律の成立により、配偶者暴力を巡る環境整備は大きく前進するのではないだろうか。

(M・T)

仕事と家庭の両立の取組

株式会社サタケ



平成15年、それまで午前8時から午後5時であった就業時間を30分ずらすことになり、全社員を対象にアンケートを取りました。その中で「退社時間が遅くなると、小学校の低学年の子どもの帰宅に間に合わなくなる」という女性社員の意見があり、それならば「小学校2年までは従来どおりの時間に帰れるように30分の時短を認める」ことにしました。同じ年、育児中の女性社員にフルに働いても



社内保育室（バンブー）

らえるように社内託児所を設置することが決まり、翌年1月の始業式の日の開所を目指して、準備を進めました。「ファミリー・フレンドリー」ということを意識（認識）しないうちに行ったこの2つの施策が、翌平成16年の秋に当社を広島労働局長賞へ導いてくれました。「この賞は銅メダルだ。やはり金メダル（優良賞）がほしい」。労働局長賞の受賞を機に、今度ははっきりと意識して「ファミリー・フレンドリー」に取り組み

ました。

ちょうど翌平成17年には、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定もあり、金銭的支援として「①子どもに対する家族手当の増額と対象年齢の引き上げ」と「②出産祝金の段階的増額」の2項目を、時間的支援として「③ストック有給休暇の『家族の看護』での使用可」と「④子どもの出生時に父親が特別有給休暇の取得可」の2項目を、そしてみんなマークの認定条件である「⑤毎年1人以上の男性社員の育児休職取得」と、地域貢献として「⑥夏休みに『お米の学校』を開校」の6項目を定め、計画期間を最長の5年としました。①～④は労使の協議を経れば問題なく実施できますが、「男性の無給の育児休職取得は収入減を伴うので、社員がその気にならなければどうにもならず、かなり困難である」と考えたからです。

行動計画提出後まもなくして21世紀職業財団から「男性の育児参加促進事業」へのお誘いがありました。FF受賞企業という手前もあって参加することにしましたが、「男性が育児のために休むのは有給休暇でよい」との前提での活動であ



株式会社サタケ

1896年（明治29年）、創業者の佐竹利市が日本で最初に動力精米機を考案し、生産したことに始まります。以来110年以上にわたり研究開発を重ね、人類の三大主食（米・麦・コーン）を中心に、穀類加工技術の分野で世界トップの企業として活躍しています。

創業：1896年（明治29年）

資本金：280,000,000円

代表者：代表取締役 佐竹利子

従業員数：1,040名（2007年5月現在）

販売品目：精米プラント・製粉プラント・カントリーエレベーターなどのプラント施設、堆肥化設備などの環境機器、インスタントライスなどの食品、産業用モーター

本社：広島県東広島市西条西本町2-30

URL：http://www.satake-japan.co.jp

「種は蒔き終えた。後は芽が出るのを待つだけ」と思っていたら、すぐに「無給の休職者が出ました。製造部門の男性で、第三子が生まれるに当たり、有給休暇が既になく状況で会社の取り組みを知らず、上司（セミナーに参加した課長）に相談し、さらに労働組合にも相談して、どちらからでも休職を取ることを勧められて決断したようです。その後、彼の協力を得て社内報、ポスター、マスコミ取材等での件をPRした結果、有給休暇で育児参加する男性が2年間で6名現れました。先駆者がいると、あとに続きやすいようです。ただし、以後も無給の休職者が出ていません。諸制度の拡充と彼の育児休職のお陰もあって、平成18年の秋に金メダルである厚生労働大臣優良賞を受賞できました。

ファミリーフレンドリーについては、次世代法の効果により、他企業においてもかなり進んだ施策も見受けられるようになりましたが、当社としてはある程度のレベルまで整備ができたので、現在は焦点を「ポジティブ・アクション」に移しています。

本年度、女性の管理職を誕生させ、従来女性のいなかった部署への職域拡大も始めました。これらの芽がうまく育つようにフォローしていかなければなりません。

社員が満足し自慢できる会社、学生が競って入りたがる会社、他の企業から見本とされる会社作りを目指して、これからも精進したいと思います。

り、ハードルがぐんと下がり、「これならいける。有給休暇による育児休職を促進する中で、あわよくば無給の休職者が出てくれば…」と考えました。

そこから、①社内LANを通じての説明・啓発、②パンフレットの配布、そして、現在も当社の男性の育児取得活動の特徴となっている③ポスターの掲示、④男性の多い部門の管理職の少子化セミナーへの派遣、⑤管理職を集めた教育と立て続けに実施しました。

給の休職」という最高の形で最初の芽が出ました。製造部門の男性で、第三子が生まれるに当たり、有給休暇が既になく状況で会社の取り組みを知らず、上司（セミナーに参加した課長）に相談し、さらに労働組合にも相談して、どちらからでも休職を取ることを勧められて決断したようです。その後、彼の協力を得て社内報、ポスター、マスコミ取材等での件をPRした結果、有給休暇で育児参加する男性が2年間で6名現れました。先駆者がいると、あとに続きやすいようです。ただし、以後も無給の休職者が出ていません。諸制度の拡充と彼の育児休職のお陰もあって、平成18年の秋に金メダルである厚生労働大臣優良賞を受賞できました。



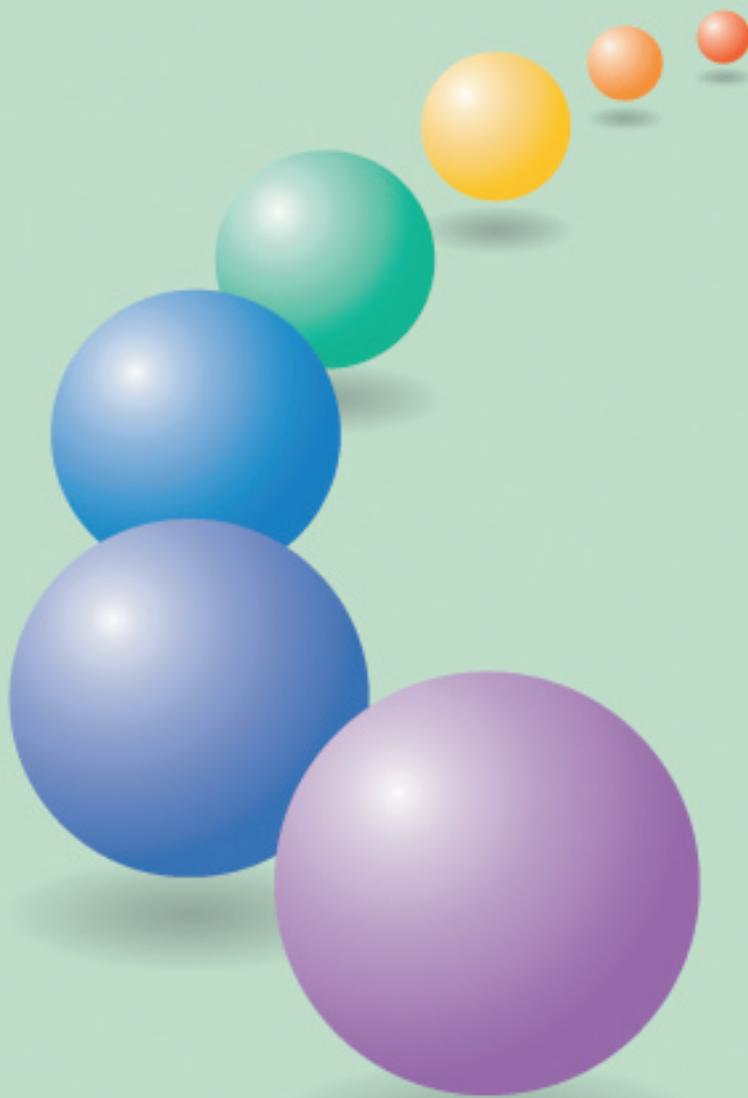
男性の育児休職啓蒙ポスター

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

男女共同参画社会のイメージ図



男女共同参画社会の 実現を目指して



内閣府男女共同参画局 2007.07

男女共同参画パンフレット改訂版

お問い合わせは内閣府男女共同参画局へ HP：<http://www.gender.go.jp>